

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

昭和63年3月にA町（現在は、B市）に転入後、役場職員から、自分と夫の申立期間に係る国民年金保険料免除期間について、納付期日の時効が迫っているとの話があった。当時、家の新築移転等により経済的に夫婦二人分の保険料の納付が困難であったため、夫が私の保険料のみを納付した。申立期間が保険料納付免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年3月にA町に転入後、役場職員から、夫婦二人の申立期間に係る保険料免除期間について追納勧奨を受けたが、家の新築移転等により経済的に夫婦二人分の保険料の納付が困難であったため、その夫が申立人の保険料のみを納付したと主張しているところ、当時、同町においては、追納対象者に対して個別に追納勧奨を行うとともに、同町の広報誌により追納勧奨^{びょう}を行っていることが確認できることから、申立人の主張には信憑性がある。

また、申立人は、申立期間前の昭和51年4月から54年3月までの保険料免除期間についても追納していること、申立期間と第3号被保険者期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付していること、及び申立期間は12か月と比較的短期間であることなどから、申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月1日から15年9月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬月額よりも低額になっている。申立期間の標準報酬月額について正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、申立期間について、平成15年分及び16年分所得照会文書に記載の給与収入金額から、報酬月額が47万円以上であったことが確認できる上、当該所得照会文書に記載の社会保険料控除額から、標準報酬月額47万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、47

万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が所得照会文書において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月29日から同年10月1日まで
昭和48年10月1日にA社C本社から同社D工場（現在は、B社E工場）へ転勤したときの厚生年金保険の被保険者期間に空白がある。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録、申立人から提出された給与証明書及び雇用保険の加入記録等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和48年10月1日にA社C本社から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間における厚生年金保険料の事業主による納付の義務の履行については、B社は「申立人に係る届出を誤ってしまい、年金記録に空白が生じてしまったと思われるが、当時の資料は残っておらず不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間の標準賞与額に係る記録を、53万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 15 日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びB社から提出された「支給控除額一覧表」により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（53万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与額に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年7月21日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月21日

平成18年の夏季賞与に係る記録が漏れている。賞与明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の賞与に係る記録を追加訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準賞与額については、当該賞与明細書の厚生年金保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事務手続を誤ったとして申立てに係る訂正の厚生年金保険被保険者賞与支払届を届け出ていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年8月11日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を65万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月11日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないことが分かった。事業所は、年金事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する賞与明細書及びA社から提出された「支給・控除一覧表」により、申立人は、平成16年8月11日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書における保険料控除額から、65万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成8年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月1日から同年11月1日まで
② 平成8年11月1日から同年12月2日まで
③ 平成8年12月2日から14年12月31日まで

A社において平成8年7月1日から試用期間として勤務を始め、同年10月1日に正社員となった。申立期間①について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②については、給与明細書により厚生年金保険料の控除が確認できるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

さらに、A社及びC社に勤務していたときの一部期間について、標準報酬月額に見合う保険料額と給与明細書に記された保険料控除額に相違があることや、随時改定に該当しているのに届出がなされていない等標準報酬月額に関し訂正すべき箇所があるので、申立期間③における標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収票により、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、A社及び同一事業主が経営するC社に継続して勤務していたことが確認できるその全ての期間に係る給与明細書（それぞれ

28 か月分、50 か月分の合計 78 か月分) 及び源泉徴収票 (7 年間分) を保有しているところ、A 社における厚生年金保険の被保険者期間については、オンライン記録によれば、平成 8 年 12 月 2 日から 10 年 10 月 16 日までの 22 か月となっているが、前述の給与明細書により、23 か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、当該事業所における申立人の入社月の給与明細書である平成 8 年 7 月度から同年 11 月度までの 5 か月分においては厚生年金保険料の控除が無く、同年 12 月度から控除が開始されていること、及び同事業所の現在の担当者は「給与は 15 日締めで月末支払いであった。保険料は翌月控除であった。」と回答していることを踏まえると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から 18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、被保険者資格取得届に関して申立てどおりの届出を行っていない上、厚生年金保険料を納付していなかったと回答していることから、事業主が平成 8 年 12 月 2 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所 (当時) は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所の現在の担当者は「平成 8 年 10 月当時、社会保険には加入させていなかった。それは本人と合意の上である。」と回答している上、前述の申立人が保有する給与明細書及び源泉徴収票からも厚生年金保険料の控除が確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間③について、申立人は、申立期間③の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

しかしながら、申立期間③のうち、申立人から提出された平成9年5月度から14年12月度までの給与明細書の厚生年金保険料控除額を基に算定した9年4月から14年11月までの標準報酬月額は、オンライン記録による申立人の標準報酬月額の記録と一致している。

また、申立期間③のうち、平成8年12月から9年3月までの期間については、9年1月度から同年4月度までの給与明細書の厚生年金保険料控除額を基に算定した8年12月から9年3月までの標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

このほか、申立人の主張する申立期間③の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月21日は37万2,000円、同年12月25日は38万3,000円、16年7月29日は38万円、同年12月29日は40万円、17年7月29日は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月21日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年7月29日
④ 平成16年12月29日
⑤ 平成17年7月29日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提供された給与台帳により、申立人は、平成15年8月21日、同年12月25日、16年7月29日、同年12月29日及び17年7月29日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は37万

2,000 円、申立期間②は 38 万 3,000 円、申立期間③は 38 万円、申立期間④は 40 万円、申立期間⑤は 41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和38年頃に義父が、私の国民年金の加入手続を行い、36年4月まで遡って申立期間の保険料を納付したと聞いている。その後の保険料についても、納税組合の役員等をしてきた義父が納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その義父が、昭和38年頃に国民年金の加入手続を行い、36年4月まで遡って申立期間の保険料を納付し、その後は納税組合の集金により保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により42年7月に払い出されていることが確認できることから、その時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、その義父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、申立期間中、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月

平成 15 年 5 月に、厚生年金保険から国民年金への変更手続及び年金手帳を再交付してもらうために、A 区役所に行った際、窓口の女性に 1 か月分の国民年金保険料が未納になっていると指摘されたので、その場で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年 5 月に厚生年金保険から国民年金への変更手続及び年金手帳を再交付してもらうために、A 区役所に行った際、窓口の女性に 1 か月分の保険料が未納となっていると指摘されたので、その場で保険料を納付したと主張しているところ、オンライン記録により、同年 5 月に国民年金被保険者資格記録の訂正を行ったことにより、申立期間については、国民年金の未加入期間から保険料の未納期間に変更されていることが確認でき、その時点では、時効により保険料を納付することができない。

また、申立期間については、平成 9 年 1 月の基礎年金番号導入後であり、国民年金保険料収納事務の電算化が図られた後である上、14 年 4 月以降において保険料収納業務が国に一元化され、年金記録事務に係る事務処理の機械化が一層促進されており、記録の正確性は高い。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から49年3月まで

私は、勤務先の経営者に勧められて国民年金に加入し、勤務先の隣の銀行で保険料を納付していたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の経営者に勧められて国民年金に加入し、保険料を納付していたと主張しているところ、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないが、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の保険料の納付状況により昭和50年3月頃と推認でき、その時点において、申立人が20歳となった45年*月に遡って被保険者資格を取得したものであり、申立期間の大部分については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人が居住していたA区では、指定金融機関において現年度分の保険料を納付することができたのは昭和46年4月分からであることが、当時の同区の広報誌により確認でき、申立期間の保険料を銀行で納付したとする申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立期間に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

その上、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和50年3月頃の時点では、申立期間については特例納付及び過年度納付により保険料を納付することが可能であったが、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付した記憶が無いと申述しており、特例納付及び過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から53年12月までの期間、57年4月から58年4月までの期間及び平成元年3月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年11月から53年12月まで
② 昭和57年4月から58年4月まで
③ 平成元年3月から同年10月まで

申立期間の国民年金保険料については、両親が納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、各申立期間について、その両親が保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は昭和54年4月にA市で払い出されていることが確認できるが、申立期間①については、保険料を納付したとするその両親が、申立人の保険料を遡って納付した形跡も無い上、同市の国民年金被保険者名簿においても未納とされている。

また、申立期間②については、当時、申立人は、B区に住民票を異動させていたため、同区において、国民年金の加入手続及び保険料の納付を自ら行わなければならないところ、申立人は、その具体的な記憶が無いなど、当時の状況が不明確である上、申立期間②中に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、申立期間③については、申立人は、C区及びA市において、国民年金の加入手続及び保険料の納付を自ら行わなければならないところ、申立人は、その具体的な記憶が無いなど、当時の状況が不明確であり、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

加えて、各申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに各申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 1 日から 47 年 9 月 1 日まで

A社に昭和 45 年 8 月 1 日から 51 年 7 月 20 日まで継続して勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 47 年 9 月 1 日となっており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、複数の同僚の証言により推認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 45 年 8 月 1 日に厚生年金保険の新規適用となっているが、法人（B社に社名変更）となったのは 47 年 9 月 1 日であることが確認できる上、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿からも、申立期間当時、同事業所は個人経営の適用事業所であったことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法の規定により、個人経営の事業主は、従業員（使用される者）でないため、厚生年金保険の被保険者となり得ないとされているところ、複数の従業員は「A社においては、申立人が事業主であった。」と証言していることから、申立人は、厚生年金保険法上、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となることができない者であると考えられる。

また、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、前述のとおり、A社からB社と会社名が変更され、法人となった昭和 47 年 9 月 1 日と同日となっていることから、申立人の被保険者資格取得日に不自然さはみられない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、

申立期間において健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 1160 (事案 549 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月21日から32年3月頃まで

A社の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和31年9月21日になっているが、32年3月頃まで勤務していたはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

本申立てについては、申立期間において被保険者資格を取得している複数の従業員及び申立人が記憶していた上司から、申立人の在籍についての証言を得ることができないこと、申立人が在籍したA社では、当時の関連資料が保管されていないこと等から、申立人の勤務実態について確認できず、当該期間において厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年2月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、上述の当委員会の審議結果に納得できないとして、今回の申立てでは、前回の申立期間（昭和31年9月21日から33年6月まで）を短縮し、昭和31年9月21日から32年3月頃までは在職していたはずであると申述している。

しかしながら、今回の申立てにおいても、申立人から、申立期間に係る在籍を証明するなどの新たな資料の提出は無い上、同僚の証言も得られず、このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から 12 年 1 月 1 日まで

A 市役所を退職した後、A 市 B センターに平成 10 年 4 月 1 日から勤務したが、厚生年金保険被保険者資格取得日が 12 年 1 月 1 日となっており、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 市役所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、当初、平成 13 年 4 月 1 日と記録されており、14 年 2 月 22 日付けで 10 年 4 月 1 日に遡って記録が訂正されているが、申立期間は、当該訂正の時期から 2 年以上遡った時期であり、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とはならないとされているところ、申立人は、申立期間である当該訂正期間についても、厚生年金保険の給付対象期間とするよう申し立てている。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となるのは、申立期間当時において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが要件とされているところ、A 市役所は「毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からないが、当時、届出されていない状態で給与から保険料を控除することは考え難い。」と回答している。

また、当該事業所から提出された申立人に係る「納入通知書兼領収書及び領収済通知書」によると、遡って厚生年金保険被保険者資格を取得した期間のうち、現在、年金額の計算の基礎とされる記録である平成 12 年 1 月 1 日から 13 年 4 月 1 日までの期間については、後日、同事業所から厚

生年金保険料が一括して徴収されていることが確認できる上、同僚は「平成 13 年頃に、パート労働者を厚生年金保険に加入させることになった。私もそのときから加入した。その後、一括して保険料が徴収され、遡れるところまで遡って加入した。」と証言しており、当該期間当時において、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていなかった事情がうかがえることから、申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は平成 13 年 4 月 1 日に雇用保険に加入したことが確認でき、遡及訂正以前のオンライン記録に当初記録されていた厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 1162（申立期間①及び②は事案 72 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月 28 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 35 年 9 月 1 日から 36 年 10 月 25 日まで
③ 昭和 41 年 8 月 25 日から 42 年 8 月 31 日まで

A 社に勤務した申立期間①及び B 社に勤務した申立期間②について厚生年金保険の加入記録が無い。また、C 社に昭和 41 年 6 月 14 日から 42 年 8 月 30 日まで勤務したが、申立期間③について厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②に係る申立てについては、社会保険事務所（当時）の記録において、両事業所は共に厚生年金保険の適用事業所として確認できず、両事業所に係る商業登記簿謄本も取得できないため、当該期間において、申立人の勤務実態について確認することができず、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 7 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、上述の当委員会の審議結果に納得できないとして、今回の申立てでは、申立期間②に係る事業所名を D 社から B 社に変更して「B 社は、従業員が 5 人程度であり、法人であったか否かについては記憶が無い。」と申述している。

しかしながら、当該事業所についても厚生年金保険の適用事業所として確認ができず、法務局の商業見出簿に記録が無く、商業登記簿謄本も取得できない。

また、申立人が申述した当該事業所の所在地については、地元の商店街振興組合に照会し、申立期間②当時の住宅地図を閲覧してもらったものの、当該地図上ではその所在は確認できない。

これらのことから、申立人の今回の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほか、申立期間①及び②について、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間③について、申立人は「C社の厚生年金保険被保険者記録が2か月とされているが、1年以上は在籍していたはずである。」と申述している。

しかしながら、当該事業所は「申立期間③当時の資料は保管しておらず、申立人の在職期間について確認できない。」としている。

また、申立人は、申立期間③当時の同僚の氏名を記憶していないため、申立期間③当時に当該事業所に勤務していた従業員に、申立人の勤務状況について照会したが、申立人の退職日を記憶している者はいない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月頃から 39 年 3 月頃まで
② 昭和 39 年 4 月頃から同年 8 月頃まで
③ 昭和 39 年 9 月頃から 42 年 3 月頃まで

A社に昭和 38 年 4 月頃から 39 年 3 月頃まで、B社に同年 4 月頃から同年 8 月頃まで、C社に同年 9 月頃から 42 年 3 月頃までそれぞれ勤務したが、これらの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申述しているところ、商業登記簿等によると、申立人が記憶している所在地においてD社があったことが確認できる。

しかしながら、D社は既に解散しており、同社の解散時の事業主は「事業主及び経理担当者は、既に死亡しているため、申立人の申立期間①当時の勤務等について確認することができない。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、前述の事業主及び経理担当者は、当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと申述している。

しかしながら、B社は既に解散しており、同社の後継事業所は「当時のことについては、全て不明である。」と回答している上、同社に勤務

した複数の従業員は申立人について記憶していないことから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、B社に勤務していた従業員は「当時、会社には試用期間があり、入社してから3か月間は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②において健康保険整理番号に欠番は無い。

加えて、当該事業所を管轄する年金事務所における厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿において、申立期間②に係る申立人の氏名は確認できない。

- 3 申立期間③について、申立人は、C社に勤務していたと申述しており、同社の様子や事業主等について具体的に記憶していることから、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は既に解散しており、同社の後継事業所で解散時の事業主は「当時、私は、兄が設立した会社を手伝っていた。会社は、長期にわたり厚生年金保険に加入しておらず、従業員を未加入にしてしまった。」と回答している。

また、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、申立期間③当時の事業主についても、同事業所において厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

さらに、当該事業所を管轄する年金事務所における厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿において、申立期間③に係る申立人の氏名は確認できない。

- 4 このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から同年9月1日まで
昭和23年4月1日にA社（現在は、B社）C支店D営業所に入社したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年9月1日となっている。入社時より給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社C支店D営業所に勤務していたことは、申立人が保管している職員手帳及びB社から提供された申立人の在職証明書により確認できる。

しかしながら、B社は当時の関連資料を保管しておらず、申立期間当時の給与担当者及び従業員から明確な証言が得られないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に、昭和23年4月1日付けで同社D営業所に入社した複数の従業員についても、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年9月1日であることが確認できる上、同社D営業所を含む11営業所において、昭和23年中に厚生年金保険被保険者となっている従業員の資格取得日は、同年5月1日及び同年9月1日に集中していることから、同社では、入社してから一定期間経過後に、厚生年金保険被保険者の資格取得の手続を行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。